

平成十三年一月十二日受領
答弁第七四号

内閣衆質一五〇第七四号

平成十三年一月十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 福田康夫

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員保坂展人君提出KSD問題と監督官庁に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出KSD問題と監督官庁に関する質問に対する答弁書

一の(1)について

財団法人ケーエスデー中小企業経営者福祉事業団(以下「KSD」という。)の管理運営体制に問題があったことが、御指摘のような事態を招いたものと認識している。

一の(2)について

平成五年三月に立入検査を行うとともに、災害補償共済事業の事務処理の一層の適正化等について指導し、これについては一定の改善が得られたところである。

その後、平成六年ごろ、古関忠男KSD前理事長(以下「古関前理事長」という。)によるKSDに係る公私混同に関する問題について指導し、平成八年ないし平成九年ごろ、後にKSD会館と呼ばれる施設について、古関前理事長がその所有する部分を超えて私用に供さないこと並びにKSDからケーエスデー豊明会(以下「豊明会」という。)への補助金の使途の明確化及びその区分経理に関する問題について指導してきたところである。

また、平成十年七月には、役職員数及び組織の肥大化の抑制並びに評議員及び評議員会の設置につい

て、同年十一月には、KSDから豊明会への補助金の使途の明確化やその区分経理について指導したところであるが、その是正が確認されなかったこともあり、平成十二年五月に立入検査を行い、同年八月十日には、

① 評議員及び評議員会の設置等寄附行為についての所要の改正
② 豊明会との関係における審査及び検査の実施に係る体制の確立、KSDから豊明会への補助金の使途の明確化及びその区分経理

③ KSDの福利厚生部と豊明会の事務局の組織、職員及び場所についての明確な区分

④ KSD会館を古関前理事長がその所有する部分を超えて私用に供していることについての是正

⑤ KSDの実施する事業の適正化

について改善勧告を行ったところ、同年九月八日にKSDから、当該改善勧告により指摘した事項について改善の意向が示されたところである。

これまでKSDに対し繰り返し指導を行ってきたところであるが、このような事態となったことは、結果としてこれらの指導が十分に徹底していなかったものであり、遺憾であると考えている。

一の(3)について

雑誌及び新聞において、把握できる限りでは、御指摘のような発言をしていたとは承知していない。また、KSDからの説明によれば、KSDの出版物において、古関前理事長が御指摘のような発言をしていた旨の記載はないとのことであった。

一の(4)について

これまでKSDに対し、労働省において必要な指導を行ってきたところであるが、結果としてこのような事態となったことは、遺憾であると考えている。

一の(5)について

平成九年から平成十二年にかけて五回、財団法人中小企業国際人材育成事業団評議員会後の立食形式の懇談会に、労働省の当時の職業能力開発局担当審議官一名がそれぞれ参加したことを把握している。

一の(6)について

御指摘の歳暮リストが、雑誌に掲載されたことについては承知しているが、本人に確認したところ、KSDからの歳暮については記憶がないとのことであった。

また、古関前理事長への指導については、本人に確認したところ、平成六年ごろ、KSDに係る公私混同に関する問題について指導し、平成八年ないし平成九年ごろ、後にKSD会館と呼ばれる施設について、古関前理事長がその所有する部分を超えて私用に供さないこと並びにKSDから豊明会への補助金の使途の明確化及びその区分経理について指導したが、その時のやりとりの詳細については記憶がないとのことであった。

一の(7)について

本人に確認したところ、日時については特定できないが、御指摘の国会議員に会った際に、KSDに対し厳正に対処している旨の話をしたところ、当該国会議員からは特段の発言がなかったとのことであった。

一の(8)について

小野良二理事は災害防止部、福祉部及び補償部の担当、七井國雄理事は福利厚生部の担当であり、いずれも労働省における勤務を通じて培った知識及び経験をいかし、その職務に従事しているものと承知している。なお、労働省の指導はKSDに組織としての対応を求めたものであり、その個々の役員がどのよう

な対応をしたかということについては承知していない。

一の(9)について

KSDからの説明によれば、「自由民主」に広告を掲載していたことは事実であるが、その時期、回数及び広告費の総額については確認できないとのことであった。

一の(10)について

KSDからの説明によれば、「自由民主」に係る広告費は、企画広報事業費の中から支出されていたとのことであった。なお、公益法人が、どのような広報活動を行うかについては、原則として当該公益法人自身が判断すべきものと考ええる。

一の(11)について

KSDからの説明によれば、KSDは株式会社中小企業総合研究所に、中小企業全般に関する現況についての調査及び研究並びにその情報の収集、分析及び提供の業務を委託し、月額五百二十六万円の業務委託費を支払っていたとのことであり、また、古関前理事長は当該株式会社の株主であったとのことである。

一の(12)について

KSDが公益法人として適切な運営を行うよう厳正に指導をしていく必要があると考えている。

二の(1)について

KSDは、御指摘の金融機関等に対して、会費の収納事務を委託していると承知している。

二の(2)、(3)及び(6)について

御指摘の金融機関の行為が銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)等に違反するものであるか否かについては、具体的な事実関係を踏まえて個別に判断する必要があるため、現在、関係する金融機関を調査しているところであり、その結果を踏まえて適切に対処することとしている。

また、御指摘のKSDの行為が公益法人として問題があるか否かについては、具体的な事実関係を踏まえて個別に判断する必要があるため、当該行為に関する事実関係が明確になった時点で適切に対処することとしている。

二の(4)について

金融機関とKSDの取引については、一般には、各金融機関の経営判断に基づくものであると理解して

いる。

二の(5)について

土居信良理事は金融担当統括本部の担当であり、KSDからの説明によれば、金融機関との折衝等の役割を果たしているとのことであった。

三の(1)について

森泉清五理事は人事部の担当であると承知している。

三の(2)について

古関前理事長に係る藍綬褒章らんじゆの受章については、労働省が推薦したものである。

三の(3)について

古関前理事長に係る叙勲の推薦は行われていない。

三の(4)について

古関前理事長及び豊明会の叙勲の推薦団体となるための活動については承知していない。

三の(5)について

KSDからの推薦を受けて、労働省が推薦した勲章の受章者は、勲五等双光旭^{きよく}日章が一名、勲五等瑞^{ずい}宝章が四名であり、褒章の受章者は、藍綬褒章が古関前理事長一名である。

なお、叙勲者の氏名については、個人のプライバシーにかかわることでもあり、答弁を差し控えたい。

四の(1)について

労働省による平成十二年五月の立入検査の際に、KSDの古関前理事長外九名の役員について、豊明会の役員を兼務していたことが認められたが、これらの者の氏名及びKSDの役職並びにKSDからの説明による兼務の開始時期については、別紙のとおりである。

なお、KSDからの説明によれば、山田博資、高橋邦朋、七井國雄及び鈴木忠榮については同年七月三十一日に、古関公康については同年九月三十日に、豊明会の役員を辞任したとのことであった。

また、古関前理事長は同年十月七日にKSDの理事長及び理事並びに豊明会の会長を辞任したものと承知している。

四の(2)について

労働省による平成十二年五月の立入検査の際に、KSDの福利厚生部と豊明会の事務局の組織、職員及

び場所は同一であったことが認められている。

KSDからの説明によれば、このような状況は平成三年四月一日から生じていたとのことであったが、労働省の指導を受けて、平成十二年十月一日からは、両者の組織、職員及び場所は区分されているものと承知している。

四の(3)について

KSDからの説明によれば、平成十二年十月一日以降、KSDの役員であって豊明会を担当しているものはいないが、KSDの役員であって豊明会を担当していたものは、平成八年六月一日から平成九年八月三十一日までの間は佐々木進理事、平成八年六月一日から平成九年四月一日までの間及び平成九年九月一日から平成十二年九月三十日までの間は七井國雄理事とのことであった。

四の(4)について

KSDからの説明によれば、豊明会から自由民主党東京都豊明支部への寄附に関する支出には、KSDからの補助金は充当しておらず、それ以外の収入を充当しているとのことであった。

四の(5)について

公益法人の指導監督に当たっては、公益法人と当該公益法人が深い関係を有する任意団体とのかかわりにも関心を払っていく必要があると考えている。

四の(6)について

御指摘のような事実は承知していない。

四の(7)について

御指摘の点については、KSDに対する捜査の推移等を見守りつつ、適切に対処していく必要があると考えている。

別紙

氏名	KSDの役職	兼務の開始時期
古関忠男	理事長	昭和五十九年十月一日
小山方和	副理事長	昭和六十一年十月一日
古関公康	専務理事	平成八年三月一日
山田博資	常務理事	平成八年三月一日
高橋邦朋	常務理事	平成元年十一月一日
七井國雄	理事	平成八年三月二十六日
鈴木忠榮	理事	平成十一年五月一日
永井政一	理事	平成元年四月一日
杉本儀一	理事	平成十年四月一日
遠藤保	理事	平成十二年四月一日